

## 「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」のポイント

(文化庁移転協議会 (H29. 7. 25))

**1. 新たな文化芸術基本法の施行 (平成 29 年 6 月 23 日)**

- 改正基本法の趣旨：
  - ・ 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野における施策を同法の範囲に取り込む
  - ・ 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承・発展・創造に活用
- 附則第 2 条：政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**2. 新・文化庁の組織体制****【文化庁の課題】**

- 規制や助成などの執行業務が多くを占め、機動的な政策立案が困難
- 文化芸術概念の拡張への対応と、資源としての活用策が不十分
- 政策の基盤となる調査研究や効果分析が不十分

**【新・文化庁構築に向けた機能強化と組織改革の方向性】**

- 昨年 11 月の文化審議会答申を受けた機能強化・改正基本法に立脚した文化庁による文化行政の総合推進のため、
  - ・ 時代区分を超えた組織編制、分野別の縦割型から目的に対応した組織編制とし、政策課題への柔軟かつ機動的な取組みへ対応、文化財をはじめ文化芸術資源の活用を促進
  - ・ 関係府省庁、地方公共団体、民間、大学、文化芸術団体などに広く開かれた総参画体制により、新たな領域への積極的な対応を強化
- 文部科学省設置法の改正(平成 30 年通常国会を目途に改正法案を提出)を経て、平成 30 年度内に、新・文化庁 ～「縦割」を超えた開放的・機動的な文化政策集団～ へ組織改革

**3. 文化庁地域文化創生本部 (先行移転) の取組状況と課題****【取組状況】**

- 新たな文化政策の企画立案に向け、地元の知見・ノウハウ等を生かした連携・協力を円滑に推進
- 様々な背景を持つ職員構成の中、地域・産業界の目線に立って文化政策を考える環境醸成

**【課題】**

- ICT の積極的活用など、全国を対象とした事務・事業を効率的に運営していく工夫が必要
- 国民・移転先以外の地域からの理解・共感を得るため、移転に対する更なる周知・理解促進が必要

## 4. 本格移転に向けて

### 【組織体制の大枠】

- 本格移転後は、本庁・京都と東京とで、おおむね以下のように業務を分離
  - ・ 文化庁・本庁を京都に置く。
  - ・ 本庁に文化庁長官及び次長を置く。
  - ・ 本庁においては、国会対応、外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除くすべての業務を行う。  
具体的には、文化政策の新たな展開を目指し、
    - (a) 長官直属の企画・発信
    - (b) 国内外への日本文化の戦略的発信
    - (c) 大学との連携を生かした文化政策調査研究
    - (d) 科学技術と融合した文化創造や若者文化の萌芽支援など新文化創造
    - (e) 食文化等の生活文化振興
    - (f) 文化による地方創生
    - (g) 文化財
    - (h) 宗務 等に関する政策の企画立案及び執行に係る業務を本庁で行うこととし、その職員数(定員及び定員外職員の数)は、全体の7割を前提に、京都府、京都市をはじめとする地元の協力も得ながら、250人程度以上と見込むものとする。
- 文化関係独立行政法人((独)国立文化財機構、(独)国立美術館、(独)日本芸術文化振興会)について、広報発信・相談に係る機能を置くことにつき、具体的に検討

### 【移転場所等】

- 移転先は、「新・文化庁」にふさわしく、諸外国からの来訪者をはじめ、京都以外の地方公共団体や全国の文化芸術団体等の関係者から見ても共感を得られる場所を選定する必要
- 今回の移転は、地元の協力・受入体制が整っていること、地方創生を目的として国が決定したものであるものの地元からも土地の提供や庁舎建設費用について応分の負担の意向が示されたことのほか、移転による過度な費用の増大や組織の肥大化を回避することに留意が必要
- ⇒ これらの必要性、これまでの文化庁移転協議会で示した5条件(文化的な環境、交通の便、適正な規模、ICT環境、耐震性)に併せ、4カ所の候補についての工期・費用等を含めて総合的に検討した結果、「現京都府警察本部本館」を文化庁の移転先とする。本庁舎に加え、地元にも既に存在する豊富で多様な施設やスペースを活用し、文化庁からの発信の拠点とする。
- 京都府警察本部本館の建物は、京都で行われた昭和天皇の「即位の礼」に合わせて建設された京都の近代化遺産であり、その保存・継承は文化的価値も高い。こうした公益性を踏まえ、歴史的建造物を保存・活用するという考え、京都側が応分の負担を表明しながら文化庁の移転を要望してきた経緯に基づき、京都府が京都市などの協力を得て、同本館の耐震化も含めた改修・増築を行う。整備後、文化庁は、京都府の条例等に基づいた適切な貸付価額で、長期的に貸付を受ける。
- 今後、設計に向けた準備を行い、速やかに庁舎整備の設計に着手。工事、庁舎開設準備を着実に進め、遅くとも平成33年度中の本格移転を目指す。なお、文化庁が本庁舎として使用する場合、政府機関庁舎にふさわしい独立性・シンボル性の確保に配慮する必要がある。

### 【円滑な移転のための環境整備】

- 職員の住環境の確保、家族に関する教育・保育などを含めた福利厚生における適切な配慮について、地元の協力も得つつ、引き続き検討。地域手当や本府省業務調整手当における適切な配慮等に関して、具体的な検討を着実に進める。